

会 員 各 位

大阪弁護士会
会 長 竹 岡 富美男
同 司 法 委 員 会
委員 長 大 砂 裕 幸

2018年度倒産手続実務・レベルアップ研修 第1弾

「破産管財実務・重点分野研修」

「個人債務者と破産」

～手続選択から申立て・免責まで～

司法委員会では、本年度も、レベルアップ研修として、破産管財実務の重点分野研修を実施していく予定です。

今年度の第1弾は、個人債務者をテーマとして取り上げる内容の研修を企画いたしました。

これまでのレベルアップ研修では、法人の破産管財事件に想定した研修を実施してきましたが、個人債務者（自然人）についても、同時廃止・管財の振り分け基準、自由財産拡張、免責、夫婦・相続といった家庭問題、個人再生・経営者保証ガイドライン等の手続選択の問題等、特有の問題が多数あり、一般消費者、個人事業主、法人代表者など個人の属性に応じた対応も必要です。

しかも、個人債務者の倒産手続は、若手・ベテランを問わず、広く会員の皆様が携わる身近な案件であり、事件処理を行う上で、これらの問題点について理解を深め、実務的なノウハウを蓄積しておくことは極めて重要です。

そこで、本研修では、破産手続を中心に、手続選択の場面から、申立て、免責に至るまで、個人債務者に関する重要かつ実務的な論点について、申立代理人・管財人の経験豊富な会員をパネリストとして迎え、大阪地方裁判所第6民事部の裁判官にも登壇頂き、経験談等を語っていただくと共に、議論をしていただくことといたしました。

倒産事件にご関心をお持ちの会員の皆様には、大いに参考にして頂けるかと思えます。

是非とも多くの会員の方々にご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

記

日 時 : 平成30年6月12日(火)午後6時00分～8時30分
場 所 : 大阪弁護士会館 2階ホール
パネリスト : 大阪地方裁判所第6民事部裁判官 尾 河 吉 久 氏
大阪地方裁判所第6民事部裁判官 藤 田 晃 弘 氏
大阪弁護士会 森 本 純 会 員
同 前 田 英 倫 会 員
コーディネーター : 大阪弁護士会 野 村 剛 司 会 員

テ ー マ : 「個人債務者と破産～手続選択から申立て・免責まで～」

司法委員会主催の今後予定されている研修は以下の通りです。ご予約おきください。

* 2018年度 倒産手続実務・基礎研修

第1回	2018年 7月 2日(月)	「破産同時廃止手続申立て」
第2回	2018年 9月 4日(火)	「個人再生手続申立ての実務」
第3回	2018年11月21日(水)	「破産管財手続① 破産管財申立ての実務」
第4回	2019年 1月29日(火)	「破産管財手続② 破産管財処理の実務」
第5回	2019年 3月19日(火)	「特別清算手続の基礎」

【申込方法】

会員専用サイト「研修・行事予定表」－研修予定表 (http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu_schedule.php) よりお申込みください。

※事前お申込みがない場合でもご参加いただけますが、人数把握のため、ご回答にご協力ください。

※会員専用サイトへのログインには、ユーザー名とパスワードが必要です。ご不明な場合は、会員専用サイトのログイン画面に問合せフォームへのリンクがありますのでそちらからお問い合わせください。

※会員専用サイトでの研修の申込の操作等について、ご不明な点がございましたら、本研修担当事務局（松本 TEL:06-6364-1681）までお問い合わせください。

※法律事務所職員の方は、大阪弁護士会HP「法律事務所職員の方へ」(http://www.osakaben.or.jp/office_worker.php) よりお申込みください。

注・図書利用カードをご持参ください。

- ・入室時及び退室時の2回、出席登録が必要です。
- ・開始15分以上の遅刻、終了予定時刻以前の早退(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)は、受講としてカウントされませんので、ご注意ください。なお、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

■一時保育のお知らせ 【無料・要予約】

お申込を希望される方は、**6月1日(金)まで**に下記事務局までお電話にてお問い合わせください。申込に必要な書類をご送付いたします。なお、定員に達し次第、申込受付を終了させていただきますのでご了承ください。

[対象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児
[託児時間] 研修開始15分前から終了15分後まで
[問合せ先] 委員会部司法課 (TEL: 06-6364-1681)